

皇帝より国王尚真へ、立太子に際しての頒賜の勅諭と目録

(二四九四、五、九)

皇帝、琉球国中山王尚真に勅諭す。

茲に朕、皇儲^①を建立して、多方に嘉恵す。矧^いんや惟^{おも}うに、王の国の素より忠誠を乗^とるをや。尤も当に厚くすべき所なり。今、特に王及び妃に綵幣・文錦を賜い、差来の正議大夫梁徳等に付して齎^も回せしむ。至らば收領し、用て朕の眷待の意に副う可し。故に諭す。

給賜

国王

紵綵

織金胸背麒麟大紅一匹

素鶯哥綠暗骨朶雲一匹

素青暗骨朶雲一匹

素黒綠暗骨朶雲一匹

錦

如意毬紋粧花大紅一段

毬紋宝相花深青一段

綵絹

紅二匹 藍二匹

王妃

紵綵

織金獅子大紅一匹

素青暗骨朶雲一匹

錦

如意毬紋粧花翠藍一段

毬紋宝相花栢枝綠一段

綵絹

紅一匹 藍一匹

弘治七年(一四九四)五月初九日

注*(〇一二七)は本文書の前半が誤入したものとと思われる。

(1) 皇儲 弘治五年三月戊寅、皇子厚照(後の武宗正徳帝)を皇太子に立てた。

(2) 梁徳 この時の入貢の記事が『明実録』弘治七年四月壬戌の条にある。

(3) 如意 わらびの芽の形に似た仏具のような模様。

皇帝の、故国王尚真に代つて世子尚清を国王に封ずる詔

(二五三二、八、^(二七九))

奉天承運の皇帝、詔して曰く、朕、恭しく天命を膺^うけ、天下の君と為る。凡そ庶政を推行するに、必ず夫の古礼を斟酌す。其れ

錫爵の典に於ては、未だ嘗て海内外を以てして聞つること有らず。爾琉球国、遠く海浜に在るも、久しく声教を被る。故国王尚真、夙に頭封を紹ぎ、已に四紀を踰ゆ。茲に薨逝を聞く。属国の請封するに、世子清、徳は惟れ類に克ち、衆心の帰する所なり。宜しく国統を承くべし。朕、篤く懐柔の義を念い、用て敬順の誠を嘉し、特に正使吏科左給事中陳侃・副使行人司行人高澄を遣わし、詔を齎し、往きて爾を封じて琉球国中山王と為し、仍お皮弁冠服等の物を賜う。王、宜しく乃の初服を慎み、益々忠勤を篤くし、前烈に光有らしむべし。凡そ国中の耆俊・臣僚、其れ共に眞んで翼賛し、協力して匡扶せよ。尚わくは上に事うるの心を殫し、恪んで臣藩の節を尽くし、海邦を保守して永く寧謐を底し、用て我が同仁の化を弘め、共に太平の休を享けよ。故に茲に詔示して咸く知悉せしむ。

皇帝

嘉靖十一年（一五三二）八月 日

之宝

注*この詔および〔〇二一〇三〕〔〇二一〇四〕の勅諭・諭祭文は陳侃『使琉球録』に記載されている。

- (1) 四紀 一紀は十二年、四紀は四十八年間のこと。尚真の在位は『世譜』によると成化十三年（一四七七）から嘉靖五年（一五二六）までの五十年であった。

(2) 薨逝 『世譜』は嘉靖五年十二月十一日とする。

(3) 陳侃 ？一五三八年。尚清の冊封正使。嘉靖十一年五月、冊封正使に任命され（『明実録』同年同月癸亥の条）、十三年

五月渡琉し、四カ月滞在し帰国。この記録が『使琉球録』である。光禄寺少卿、南京太僕少卿に任ぜられた（『明人伝記』五八二頁）。

(4) 高澄 尚清の冊封副使。陳侃『使琉球録』の後序を記す。又、『操舟記』『臨水夫人記』『天妃顯異記』（蕭崇業『使琉球録』所収）がある。

(5) 初服 王が初めて政を執り教化を施し行うこと。

(6) 前烈 父祖の功績。

1-02-03

皇帝より世子尚清へ、国王に封じ冠服等を賜う勅諭と目録

（一五三二、八、一七）

皇帝、琉球国故中山王尚真の世子尚清に勅諭す。

惟うに爾、世々海邦を守り、王爵を継膺し、天道に敬順し、皇明に臣事す。爾の父尚真、襲封より以来、恭勤して懈るに匪ず。

比者薨逝し、良に用て悼傷す。爾、冢嗣たるを以て国人帰心す。理として宜しく承襲すべし。茲に特に正使吏科左給事中陳侃・副使行人司行人高澄を遣わし、詔を齎し、爾を封じて琉球国中山王

と為し、並びに爾及び妃に冠服・綵幣等の物を賜う。爾、宜しく祗んで君命を承け、克く先業を紹ぎ、職を修め化を承け、境を保ち土を安んじて、以て朕の柔遠の意に称うべし。欽めや。故に諭す。